

平成 27 年度 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育 研究開発実施報告書（要約）

1 研究開発課題

高等学校に在籍する発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする生徒の自立や社会参加を図るため、進学や就職に必要な学力やコミュニケーション能力等を育成する特別の教育課程の編成・実施に関する研究開発

2 研究の概要

本研究では、多様なニーズに対応できるよう、町・町教委及び特別支援学校と連携し、社会性及び学力の向上を目的とし、研究 2 年目から特別の教育課程を編成し通級による自立活動の指導を最大週 8 時間（最大 8 単位）行う。

認知特性等の障がいの特性を踏まえ、自立活動の「心理的安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」の内容を相互に関連させ、具体的な指導内容を設定した指導を行う。また、生徒の実態に応じて学力向上につながる指導も行い、発達障がい等による学習上又は生活上の困難がある生徒を対象とした①教育課程の編成、②指導内容・方法及び評価方法、③特別支援教育に関する教員の専門性の向上について研究を行う。

3 研究の目的と仮説等

（1）研究開始時の状況と研究の目的

道教委では「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」を実施しており、その結果、高等学校において、校内委員会が特別な教育的支援を必要とする判断した生徒の在籍割合は 0.6%であった。各学校では、特別支援教育の校内体制の整備等を着実に進めてきているものの、学習面や対人関係面において困難な状況があることが明らかになり、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や方法の充実が課題となっている。

＜地域の小・中学校の状況＞

地域の小・中学校には、特別支援学級に在籍している児童生徒はもとより、通常の学級にも発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、こうした児童生徒は地元の高等学校に進学することが多く、地域では高等学校における特別支援教育の充実が強く望まれている。

地域の小・中学校では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個別指導及び集団における指導などの取組を通じ、学習面や生活面における困難について改善が図られてきているが、高等学校における困難な状況はもとより、二次的な障がいの予防と適切な対応について、引き続き指導が必要な状況である。

また、中学校の自閉症・情緒障がい学級在籍者には、地元の高等学校への進学者が毎年数名いる状況である。このような生徒は、小・中学校の特別支援学級における指導の中で改善が図られてきているが、依然として課題を抱えている状態にあるため、高等学校においても、引き続き特別な教育課程による指導を行うことが望ましい。

<地域の高等学校の状況>

研究指定校が所在する十勝管内は、公立高等学校が20校あり、普通科はもとより、農業科、工業科、商業科、総合学科などにおいて、生徒の多様な能力・適性、興味・関心や進路希望などに対応する教育を行っており、特別な教育的支援を必要とする生徒も在籍している。

<研究指定校の状況>

町内の中学校出身者が多く、幼少期から同じ集団における人間関係が継続しているが、入学後の新たな人間関係においてコミュニケーションスキルが不足し、対人関係に課題がある者がいるほか、学習に課題がある生徒が在籍しているが、これらの課題が、発達障がい起因するものであるか、あるいは義務段階の学習の未定着によるものなのか等について、それぞれの生徒の困難さの背景を見極めるために丁寧な実態把握を行った上で、当該生徒の指導目標や指導内容について検討を行う。

また、地域の中学校には医師からの診断を受けていない生徒も含め「計算するのに時間がかかることが多い」「答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くことが難しい」「自分がわからない状況や困っている事を相手に伝える事が難しい」等課題があるなど、「特別な教育的支援を必要とする生徒」が在籍しており、今後の入学が想定される。

このような状況を踏まえ、高等学校においても障がいによる学習上又は生活上の困難を改善克服し、卒業後の進路希望を実現するため、中学校と高校が定期的に情報交換を行う機会を設定して、中学校における指導を引き継ぐとともに、各教科の補充指導を含めた自立活動の指導を行うために通級による指導を週1～8時間(1～8単位)設定することとした。

<研究の目的>

このような現状を踏まえ、本研究では障がいによる学習上又は生活上の困難を改善克服し、卒業後の進路希望を実現するため、必要な学力やコミュニケーション能力等を育成する「特別の教育課程」の編成・実施を行うとともに、大学教員等による専門的な助言を受けたり、校外研修に積極的に参加したりするなどして、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図り、校内指導体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 研究仮説

研究指定校では、通級による指導を最大週8時間(8単位)設定し、自立活動の指導を行う。なお、個々の生徒が必要とする内容については、個別の指導計画を作成し、通級による指導を担当する教員、ホームルーム担任、各教科担任、本人・保護者が共通理解の下、全校体制で取組を行うことができるように配慮する。

また、指定校への特別支援教育支援員の配置は、通級指導教室での指導はもとより、通級による指導を受けている生徒が通常の学級においても、学習活動上の支援等を受けることが可能となる。このことにより、通級指導教室での指導と通常の学級での指導を相互に関連させ、効果的な指導方法等について検討するなど、本研究開発の中核である「高等学校における通級による指導の在り方」についての指針を示す取組に資するものとなる。

本校の生徒の一部には、認知特性等の障がいの特性により、コミュニケーションや対人関係及び学習に課題が見られることから、自立活動の内容のうち「心理的安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」のそれぞれを中心として、コミュニケーションや対人関係に関するスキルを身に付けるための「スキルトレーニング」を設定する。また、進路実現に向けた学力向上を図るには、生徒の認知特性に

応じて理数教科での図形やグラフなどの読み取り及び表現の仕方、文系教科での文字の読み取りや文章での表現の仕方など、生徒が各教科で学びやすくなるためのスキルを身に付けるための「サポートスタディー」を設定する。なお、指導に当たっては、ICT機器を活用した視覚的な提示方法を工夫するなど、効果的な指導内容と生徒に見通しを持たせる指導方法を設定する。

こうした取組を通じて対象生徒が必要とする社会性の育成とともに、一斉授業では補いきれない学習面の課題への対応が可能になり、社会性及び学力の向上につながれると考える。

(3) 教育課程の特例

教育課程の特例の内容	指導内容	授業時間数・単位数等
学校教育法施行規則第140条に示されている通級による指導を実施	<p>個々の生徒の実態把握を行った上で「個別の指導計画」を作成し、個々に応じた特別の教育課程の編成を行い、通級による指導を実施する。</p> <p>① 『スキルトレーニング』 学校生活の安定を図る事を目的にコミュニケーションや集団生活のスキルを獲得するため、自立活動の内容のうち特に「心理的安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」の4区分を中心とした個別指導</p> <p>② 『サポートスタディー』 認知特性による学習上の困難さがある生徒を対象とする学習スキルの向上を目的とする指導</p>	<p>『スキルトレーニング』 (1～4単位)</p> <p>『サポートスタディー』 (0～4単位)</p>

(4) 個々の能力・才能を伸ばす指導（現行指導要領における一斉指導の工夫改善等）

- ・通級による指導の工夫やその成果を一斉指導においても生かせるように、個別の指導計画を作成し、通級による指導を担当する教員、ホームルーム担任、各教科担任、本人・保護者が共通理解のもと、取組を行うよう配慮する。
- ・特別支援学校からの指導担当教員及び特別支援教育支援員を配置し、発達障がい等で特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実を図る。
- ・外部専門家による専門的な助言や校外の研修への積極的な参加などを通じて、特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるとともに、校内指導体制の充実を図る。
- ・障がいのある生徒とない生徒が共に学ぶ、一斉授業における学習指導方法等の工夫改善を図り、誰もが理解しやすい授業づくりに努めるとともに、障がいのある生徒への個別の配慮等を行う。
- ・障がいのある生徒の得意分野を伸ばす教科指導の充実や指導上の配慮についての検討を行う。

(5) 研究成果の評価方法

- ・個別の指導計画に基づく、目標設定や指導内容の妥当性の検討
- ・定期考査結果や学習成績評価（目標に準拠した評価）結果等の分析
- ・生徒や保護者へのアンケート調査及び面談による意識調査の結果の分析
- ・PTA や学校評議員からの意見聴取とその分析

- ・教職員への意識調査の結果の分析
- ・運営指導委員会による総括

4 研究の経過等

(1) 教育課程の内容

教育課程表（別紙①）による。

学校教育法施行規則第140条に示されている通級による指導を行い、「自立活動」の領域を加え教育課程を編成する。具体的には本校での通級による指導を最大週8時間（8単位）設定し、自立活動の指導を行う。

(2) 全課程の修了認定の要件

卒業までに修得させる単位数は、本校の教育課程に定められた各教科・科目、総合的な学習の時間及び自立活動のうち74単位以上とする。

(3) 研究の経過

	実施内容等
第1年次	8月12日（水） 第1回運営指導委員会（上士幌高）
	8月24日（月） 指定校連絡協議会（文科省）
	9月7日（月） 第2回校内研修 指定校連絡協議会の報告
	9月8日（火） 第1回事業運営委員会
	10月1日（木） 第3回校内研修 十勝教育局指導主事 第2回事業運営委員会
	10月21日（水） 本別町内校長会議 指定事業について説明
	10月22日（木） 視察研修 上士幌高校
	11月 町内中学生教育相談（3件）
	11月10日（火） 第3回事業運営委員会
	11月27日（金） 生徒・保護者説明、第4回校内研修 講演 ほんべつ つつじの園施設長 第4回事業運営委員会
	12月4日（金） 第2回運営指導委員会（上士幌高、大樹高、本別高合同）
	12月9日（水） 第5回事業運営委員会
	1月13日（水） 視察研修 札幌市立日章中学校、北海道情報大学
	1月14日（木） 第6回事業運営委員会
	1月20日（水） 視察研修 札幌市立北辰中学校、高等聾学校
	1月21日（木） 札幌市立中央中学校
	2月5日（金） 試行的指導の実施（ソーシャルスキルトレーニング）
	2月15日（月） 指定校連絡協議会（文科省）
	2月17日（水） 第7回事業運営委員会 視察研修 道外先進校
	2月18日（木） 視察研修報告（職員会議）
3月4日（金） 第5回校内研修 講演 北海道教育大釧路准教授	
3月14日（月） 第8回事業運営委員会 通級指導教室の整備	
3月29日（火） 入学予定者への説明、調査票、個人面談	

第2年次	<p>4月 中学校との引継 新入生・保護者説明、個人面談（入学式）</p> <p>4月～5月 生徒の実態把握 第1回関係機関担当者会議</p> <p>6月 前期中間考査結果・諸検査による学力把握 第1回校内研修 本格実施のアウトライン、生徒の状況 第1回運営指導委員会（上士幌高、大樹高、本別高合同）</p> <p>6月～7月 生徒の実態把握及び対象生徒の決定 個別の指導計画作成 第2回校内研修 外部講師</p> <p>8月 本格的指導の実施</p> <p>9月 第2回関係機関担当者会議 視察研修 先進校</p> <p>10月 第3回校内研修 実施状況の中間報告</p> <p>1月 第3回関係機関担当者会議</p> <p>2月 第2回運営指導委員会（上士幌高、大樹高、本別高合同）、中間 成果報告会</p> <p>2月～3月 成果の普及 学校ホームページへの掲載等 ※月1～2回 事業運営委員会実施</p>
第3年次	<p>4月 通級による自立活動の指導の開始</p> <p>4月～5月 生徒の実態把握、個別の指導計画の改善</p> <p>5月 第1回関係機関担当者会議</p> <p>6月 第1回運営指導委員会（大樹高、本別高合同）</p> <p>7月 第1回校内研修</p> <p>8月～9月 第2回関係機関担当者会議</p> <p>10月 第2回校内研修</p> <p>1月 第3回関係機関担当者会議</p> <p>1月～2月 第2回運営指導委員会（大樹高、本別高合同）、研究成果報告会</p> <p>2月～3月 成果の普及 研究成果報告書作成・配布 学校ホームページへの掲載等</p>

（4）評価に関する取組

	評価方法等
第1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員へのアンケート ・運営指導委員会による総括
第2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画に基づく目標設定や指導内容の妥当性の検討 ・生徒へのアンケート調査及び面談による意識調査 ・PTA や学校評議員からの意見聴取 ・運営指導委員会による総括
第3年次	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画に基づく目標設定や指導内容の妥当性の検討 ・生徒へのアンケート調査及び面談による意識調査 ・PTA や学校評議員からの意見聴取 ・運営指導委員会による総括

5 研究開発の成果

(1) 実施による効果

ア 対象生徒への効果

今年度、教育上特別な支援を必要とする3名の生徒に対して、放課後の時間に対人コミュニケーショントレーニングや個別の教科・科目の補習及を計画的に実施してきた。この取組の結果、進級・卒業が危ぶまれる状況から脱し、自己の進路実現に対する意欲が表れてきている。次年度からの本格実施に当たっては、この実践をベースとしながら、校内及び校外の関係機関が連携した体制を作り、対象とする生徒の生活上又は学習上の困難の改善・克服を図る。

イ 教員への効果

前項の指導において、個別の指導計画や特別支援教育に関する理解が徐々に深まってきた。この基礎の上に校内研修や外部講師の講演を通して「生徒とのコミュニケーション能力の向上」、「授業のユニバーサルデザイン化」、「個に応じた評価方法の確立」等について、個々の教員の専門性を更に向上させていく。

ウ 保護者等への効果

(保護者)

対象生徒の保護者との連携を密にして信頼関係を築くとともに、関係機関担当者会議等を活用して多方面への相談体制を整備することにより、保護者と関係機関とのネットワークを構築し、高校卒業後の進路に対する不安を取り除く。

(他の生徒)

教員の専門性を向上させることにより、多面的な生徒理解のもと指導を受ける事ができた。

(その他(地域の理解等))

本別町は「福祉のまち」を掲げており、本研究を通して地域との協力関係を強化することが期待できる。

(2) 実施上の問題点と今後の課題

(実施上の問題点と今後の課題について)

生徒の個々の状況に応じた対応をする際、どのような考え方に基づいて対応するのか教員の共通理解を図る必要がある。そのためには校内の事業運営委員会が中心となって、外部の専門家の意見を踏まえながら具体的な対応案を提示し、学校全体で検討を重ねる必要がある。

11月に実施した生徒向け講演会のアンケート結果から、障がいに対する知識や理解について、生徒間で大きな差があることが分かった。障がいに関する学習や講演の機会を計画的に実施し、障がいに対する知識・理解を深めるとともに多様性を認め共生社会の形成に向けての望ましい態度の育成を図る必要がある。

(生徒の自尊感情への配慮について)

本校生徒の多くは、本別町とその近隣の狭い範囲から入学しており、小・中学校から人間関係がそのまま継続している場合が多い。そのため、合格発表の時点から、入学してくる全ての生徒、保護者を対象に本研究の目標や実施内容について丁寧に説明する必要がある。また、対象とする生徒の決定に当たっては、本人や保護者と十分なコミュニケーションを取りながら時間をかけて決定していく必要がある。

※ 北海道では「障害」を「障がい」と表記。